

せいか地域 I T サポーター 『 I T ゆう 』 会則

(名称)

第 1 条 この会は、せいか地域 I T サポーター 『 I T ゆう 』 と称す。

(目的)

第 2 条 この会は、会員相互の連絡を密にし、マルチメディアに関心のある者同士が、行政との連携のもと、各種情報技術関連事業の企画・運営をし、地域情報化の推進を図るものとする。

(事務所)

第 3 条 この会の事務所は、精華町役場内に置く。

(組織)

第 4 条 この会は、せいか地域 I T サポーター登録者で、かつこの会の趣旨に賛同し、会費納入者をもって組織する。

(事業)

第 5 条 この会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報技術関連事業の企画・運営
- (2) 会員の研修
- (3) その他目的達成に必要と認めること

(役員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 4 名 (部門長を兼ねる。)
- (3) 会計 1 名

(役員任期及び任務)

第 7 条 役員任期は 1 年とし、再選を妨げない。ただし、役員に欠員の生じた場合は補充し、補欠役員任期は前任者の任期とする。

2 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故等で不在の場合は会務を代行する。また、副会長は、各部門の長を兼務する。
- (3) 会計は、この会のすべての金銭の収支を正確に記録する等、会計経理に関する事務を行う。

(相談役)

第8条 この会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役は、この会に属する会員の技術指導等を行う。

(総会)

第9条 会長は、毎年1回、5月末日までに総会を開催する。

2 総会の任務を次のとおりとする。

(1) 活動報告及び年度決算報告の承認

(2) 新役員の選出

(3) 新年度の計画・予算の審議並びに承認

3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

4 総会の議長は会員より選出し、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条の役員をもって構成する。

2 役員会は、毎月第4月曜日に開催する。

3 役員会の任務を次のとおりとする。

(1) この会全般の運営

(2) 総会に提出する報告並びに活動・予算案の作成

(経費)

第11条 この会の経費は、会費やその他の収入をもってあてる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第12条 会費は会員より徴収し、1会員年額500円（ボランティア保険代を含む。）とする。

2 会員の中で、別団体においてボランティア保険に加入する者は、差額分を差し引いた金額を徴収する。

(会則の改廃)

第13条 この会則の改廃は、総会の議決によらなければこれを行うことができない。

(細則)

第14条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し、必要な事項は、その都度、役員会において定める。

(会員資格の喪失)

第15条 会員は年会費を未納の場合、本人の意志を確認の上、会員資格を失うこととする。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。